

令和6年度事業計画書

I 船舶の航行安全及び海難防止に関する調査研究

1 自主事業

- (1) 日本海側では、冬季の季節風を防ぐために港の北西方向を防波堤で囲み、港内泊地は狭隘であり、また港外では西から北方向の強風を遮る状況に無い港が多く、台風や低気圧の発達等による荒天時の錨泊に適する港湾は限られています。

特に日本海西部海域においては、冬季着岸待ちの港外錨泊船舶の走錨による海難の蓋然性も高く、平成22年3月、美保湾において着岸待ちをしていた日本籍タンカー（1,591トン）が、また、平成24年4月には、浦郷湾において荒天避泊中の日本籍タンカー（189t）が走錨する事案が発生しています。更には、近年における台風や低気圧の発達による強風は、極大化する傾向にあります。

これらを踏まえ、これまで実施した錨泊に関する調査結果も考慮に入れ、日本海主要港湾における錨泊の実態、地理的特性からの避泊地、錨泊における安全対策等を検討し、船舶交通の安全確保に資することを目的として調査研究します。

5年度の日本海北部の陸奥湾海域に引き続き、令和6年度は、日本海西部の美保湾、隠岐諸島及び浜田港周辺海域を対象として「日本海主要港湾における錨泊船舶の安全対策に関する調査研究」について、学識経験者、海事関係者及び関係官公庁で構成される委員会を米子市において2回開催して調査報告書としてとりまとめます。

なお、本事業は公益財団法人日本海事センターからの補助金の助成を受けて行うこととします。

- (2) 政府が進める成長戦略実行計画やエネルギー基本計画で示される洋上風力発電については、2030年までに1,000万kW、2040年までに浮体式も含め3,000万kW～4,500万kWの導入を目指し同発電の設置海域や同発電に係る基地港湾などの整備が着々と進められる中、令和5年10月には当協会の事業エリアに位置する「山形県遊佐町沖」及び「青森県沖日本海（南側）」が新たに再エネ海域利用法に基づく促進区域に指定され、事業エリア内の促進区域は7区域となるとともに、令和5年4月には新潟港が洋上風力発電の設置や管理の拠点となる基地港湾として、能代港、秋田港に続き指定されるなど、日本海における洋上風力発電開発が加速しております。

このような状況下、洋上風車が船用レーダーの映像に及ぼす影響が懸念されているところであり、令和5年度受託事業のために当協会が基礎資料調査として実施したレーダー映像調査から、洋上風力発電施設に伴うレーダー映像影響に係る航行安全対策について、学識経験者及び関係官公庁で構成される委員会を新潟市において1回開催して調査報告書としてとりまとめます。

2 受託事業

国、地方公共団体及び民間企業等から船舶の航行安全又は海難防止に関する調査研究の委託を受け、対象港湾及び船舶交通等に関する専門的知識を有する者及び学識経験者の委員及び対象港湾を管理、管轄する関係官公庁、委託者により構成する委員会等を設置して調査研究します。

令和6年度は、次の調査を計画しています。

- (1) 「青森県西北沖洋上風力発電事業計画に係る航行安全調査」
青森県沖日本海（南側）に設置される洋上風力発電計画について調査検討
- (2) 「青森県沖日本海（南側）洋上風力発電事業計画に係る航行安全調査」
青森県沖日本海（南側）に設置される洋上風力発電計画について調査検討
- (3) 「船川港港湾計画改訂に伴う航行安全検討業務」
船川港港湾計画改訂に伴う施設計画に係る航行安全について調査検討
- (4) その他
国、地方公共団体及び民間企業等から委託があったもの

II 海難防止に関する事項の周知宣伝

全国海難防止強調運動の実施計画を受け、地方海難防止強調運動推進連絡会議の事務局または構成団体として参画するとともに、海難防止啓発活動のための関連用品等を作成・配布して活用することとします。

また、当協会の事業概要、海難防止に関する事項等を掲載した会報を年3回発行し、会員及び関係機関に配布するとともにホームページに掲載します。

◆ 地方海難防止強調運動推進連絡会議

- (1) 東北地方海難防止強調運動推進連絡会議（構成団体）
- (2) 日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議（事務局）
- (3) 海難防止強調運動日本海西部地方推進連絡会議（構成団体）

- ◆ 海難防止啓発ポスター等の作成・配布
海難防止強調運動推進のためのポスター、リーフレット等の関連用品を作成・配布します。
- ◆ 会報の発行
第 141 号、第 142 号、第 143 号を発行します。

Ⅲ 船舶の航行安全に関する教育指導及び情報の提供

1 教育指導

海事関係者等からの依頼を受け、海上工事作業等の現場における工事関係船舶や一般航行船舶の安全確保のための警戒船業務に従事する者に対し、海事に関する法令の解説や実務的な警戒要領について講習します。

2 航行安全の情報提供

国、地方公共団体等からの委託を受け、港湾、航路等の海上工事における一般船舶と工事関係船舶の安全確保と海難の防止のために、作業船情報及び工事区域付近を航行する一般船舶の動静情報を収集、分析し、船舶の航行安全に資する的確な情報を工事関係者、船舶関係者等に情報提供します。